

## 決議 10.10 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### ゾウの標本の取引

1973 年からアジアゾウ *Elephas maximus* が附属書 I に掲載されていることに留意し、

アフリカゾウ *Loxodonta africana* が第 7 回締約国会議（ローザンヌ、1989 年）で附属書 II から附属書 I に移されたが、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）と第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で一部の個体群が一連の条件のもとで附属書 II に戻されたことにもまた留意し、

ゾウ生息国は国内のゾウに関する最善の保護者であるが、それらの多数が国内ゾウ個体群の安全を確保するために、遵守状況の監視、執行および管理能力の強化を必要とすることを認識し、

ゾウ標本の違法取引は国際的問題であり、すべてのゾウ生息国および通過国並びに消費国が、それに取り組むための緊急かつ協調した努力をする必要があることを認識し、

ゾウの管理を促進するための情報を提供し、施行に関する率先計画並びに保護活動の優先順位付けを支援し、それらを指導するために、監視制度にはゾウの生息国の執行能力強化も含めるべきであることを意識し、

違法捕殺、象牙の違法取引、人とゾウの衝突、生息地の消失と分断化、局所的な過剰などにより、分布域の多数の部分でゾウが直面する深刻な脅威を考慮し、

長期的にゾウを管理し、保全するために、ゾウ生息国における制度および執行能力を強化する必要性を認識し、

保安が不十分な政府在庫からの盗難を含めた象牙の盗難により、違法取引と野生生物犯罪が一層増加することも認識し、

生態学的、社会的、文化的、経済的な恩恵を提供する可能性を認め、アフリカにおける過去、現在および潜在的な生息域の全域でゾウの持続可能な個体数を確保し、可能であれば回復することを目的として、アフリカゾウ生息国が 2010 年に「アフリカゾウ行動計画」を採用したこと、および、この「アフリカゾウ行動計画」を実施するために 2011 年にアフリカゾウ基金が設立されたことを認識し、

ゾウ標本の違法取引に関し、この決議の規定を満たすために、追加の国内措置の実施に資金が必要であることを考慮し、

アフリカとアジアのゾウの安全性強化が、ゾウ生息国間およびゾウ標本の取引に関与する諸国間の協力、データ共有、相互援助によって促進されることを確信し、

一部のゾウ生息国および通過国並びに消費国により、ゾウの違法捕殺およびゾウ標本の違法取引と取り組むために講じられた積極的な措置を賞賛し、

締約国会議は

#### 定義に関して

次のとおり合意する。

- a) 「未加工象牙」という用語には磨かれたものまたは磨かれていないもの、およびいかなる形であれ、全形のゾウの牙すべて、および磨かれたものまたは磨かれていないもの、および元の形からどのように変更されていると、断片になったゾウの牙すべてが含まれ、「加工された象牙」は除外される。
- b) 「加工された象牙」という用語は全部または部分が彫刻、成形、加工された象牙を意味すると解釈し、ただし、表面全体が彫刻されている場合を除き、全形の牙は含まない。

#### マーキングに関して

あらゆる大きさの全形の牙および長さ 20cm 以上かつ重量 1 kg 以上の牙の断片は、打ち抜き型、消えないインクまたはその他の不変のマーキングを使い、マークするよう勧告する。形式は原産国を示す 2 文字の ISO コード、その年の最後 2 桁 / 当該年の連番 /、および kg で表した重量（例えば KE00 / 127 / 14）とする。マーキングのシステムは締約国により異なり、連番および年の特定に異なる手法が使われる場合があるが（例えば年は登録年を意味する場合と回収年を意味する場合がある）、すべてのシステムにおいて、マークされた象牙の番号はそれぞれに固有なものでなければならない。この数字は全形の牙の場合は「象牙のつけ根」の部分に入れ、目立つ色で強調する。

#### ゾウ標本の取引に関して

管轄域内に象牙彫刻業界、象牙の合法的国内取引、象牙の無規制の市場または違法取引、象牙の在庫のいずれかが存在する締約国および象牙輸入国と特定される可能性がある締約国に対し、以下のための包括的な

\* 第 12 回、第 13 回、第 14 回および第 16 回締約国会議で改正。

国内の法律、規制、執行、その他の措置が整備されていることを確実にするよう促す。

- a) 未加工および加工象牙の国内取引を規制する。
- b) 未加工または加工象牙を取引するすべての輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者、小売業者を登録または許可する。
- c) 管理当局その他の適当な政府機関が、その国の象牙の流れを特に次のような手段により監視できるようにするための記録および検査手続きを導入する。
  - i) 未加工象牙に対する義務的取引規制
  - ii) 加工象牙に関する包括的かつ実証可能な有効性を持つ在庫目録、報告、執行のシステム
- d) 以下を含む普及／一般への啓発キャンペーンを実施すること—供給と需要の削減、象牙の販売と購入に関する既存または新規の規制への関心の喚起、違法捕殺および違法取引がゾウの個体数に与える影響などのゾウの保全をめぐる課題に関する情報の提供、および特に小売販売店で観光客などの外国人に対し、象牙の輸出には許可書が必要であり、居住する国への象牙の輸入は許可書を必要とする場合があり、それは許可されない可能性があることを伝えること。
- e) 政府所有の象牙在庫および可能であれば領土内の重要な私有の象牙在庫の目録を維持し、毎年2月28日よりも前に、以下の情報を盛り込んだ在庫量を事務局に通報すること—点数およびタイプ別（未加工または加工）の象牙重量、マークされている場合はこの決議の規定に従うマーキング、象牙の原産地、前年と比較して在庫に顕著な変化があった場合は、その理由。

ゾウ生息国およびゾウ標本の取引に関与する諸国に対し、象牙の違法取引および違法取引に寄与する無規制の国内市場を排除する活動を支援するために、他の政府および政府間並びに非政府組織の援助を求めるよう奨励する。

事務局に対し、ETIS 並びに MIKE で得られた結果を参考にし、かつ可能な財源の範囲内で、次のことを行うよう命じる。

- a) 象牙が違法に取り引きされているか、象牙在庫の保安が十分でないか、著しいレベルの象牙の違法取引が行われている無規制の象牙国内市場が存在する締約国を特定する。
- b) そのように特定された各締約国に対し、象牙取引に関するこの決議の規定の施行に関する情報を要

求し、適宜、その締約国と協議した上で、現地での検証のための視察を実施する。

- c) 調査結果と勧告を常設委員会に報告し、常設委員会は決議 14.3 「CITES 遵守手続き」に従い、適切な措置について検討する。

事務局に対し、利用可能な財源に応じ、これらの締約国に以下を目的とする技術的援助を提供するよう命じる。

- a) 象牙取引に関する法律、規制、執行措置および象牙取引を規制する実際の措置の構築を改善する。
- b) 要請があれば、政府所有の象牙在庫の保安と登録を支援する。

全締約国および非締約国が未加工または加工象牙の無規制の国内販売を禁止し、適宜、象牙の所有と取引の効果的規制を可能にする法律を制定して象牙の所有、取得、取引に国内法の遵守を義務付けるよう勧告する。

締約国がゾウ標本の取引に関する法律を執行するために、法執行および水際規制を強化するよう勧告する。

すべてのゾウ生息国が、生きているゾウの違法取引を防止するための法律、規制、執行、その他の措置を整備するよう勧告する。

ハンティングトロフィーまたはその一部である象牙を含め、未加工象牙の輸出、再輸出、輸入は、この決議に従いマークされた場合を除き、許可しないよう勧告する。

決議 11.3 (CoP15 で改正) 「遵守および施行」に概説したゾウ標本のインターネット商取引による問題に取り組むための措置を締約国が策定し、既存の措置については、それらが十分であることを確認するための評価を実施するよう勧告する。

常設委員会に対し、この決議の規定、特に（ただし、それらに限定しない）ゾウ標本の取引に関する規定を施行するために締約国が講じた対策を検討し、締約国会議の各会合でその結果を報告するよう命じる。

事務局に対し、常設委員会の各定例会議でこの決議の施行またはゾウ標本の取引の規制に関する明らかな問題に関して報告し、締約国会議への報告に関して常設委員会を援助するよう命じる。

#### **商業的目的の未加工象牙の取引に関して**

附属書 I に掲載されていないゾウ個体群からの商業的目的による未加工象牙の取引は、締約国会議で合意された規定に従う場合にのみ許可するよう勧告する。

### ゾウのハンティングトロフィーの一部としての未加工象牙の取引の割当量に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 決議 12.3 (CoP16 で改正) 「許可書および証明書」で定義されたゾウのハンティングトロフィーの一部として未加工象牙の輸出を許可することを希望する各ゾウ生息国は個体群管理の一環として、牙の最大本数として申告した年間輸出割当量を定め、決議 14.7 (CoP15 で改正) 「国別に設定する輸出割当量の管理」の規定およびガイドラインを施行する。
- b) 次の暦年 (1 月 1 日から 12 月 31 日) の各輸出割当量は 12 月 1 日までに書面で CITES 事務局に通知する。
- c) CITES 事務局は割当量制度の施行を支援するために、各割当量に関して提出された情報を、当該個体群の状態に関して受理したあらゆる情報と合わせて検討し、関係するゾウ生息国とあらゆる懸念について討議し、期日までに割当量を受理した場合、また懸念の根拠がない場合当該割当量を毎年 1 月 1 日までにウェブサイトに掲載する。
- d) 各ゾウ生息国がゾウのハンティングトロフィーの一部としての未加工象牙に関する輸出割当量を期日までに提出しない場合、当該国が事務局に対して書面で割当量を通報し、それに応じて事務局が割当量を公表するまで、当該国の割当量をゼロとする。
- e) 次の場合、締約国はハンティングトロフィーの一部としての象牙の輸入を許可する。
  - i) 象牙はこの決議のマーキング要件に従いマークされている。
  - ii) マーキングの定型表示における年は輸出のためにゾウが捕獲された年を表している／反映している。
  - iii) この決議に従い、その特定年の当該ゾウ生息国に関する割当量が CITES 事務局により公表されている。
- f) 締約国は、締約国でないゾウ生息国からゾウのハンティングトロフィーの一部として未加工象牙を輸入する場合、当該国の割当量が事務局によって検討され、公表され、当該国がこの決議および条約第 10 条 (締約国会議の決議中の解釈に従う) におけるその他の条件すべてを満たす場合にのみ、当該国から未加工象牙を受理する。

### 取引されるゾウ標本の追跡可能性に関して

締約国は取引されるゾウ標本の追跡可能性を向上させる技術の開発に協力し、その例としては、象牙および他のゾウ標本の経年数および原産地を決定するための研究の支援、法医学研究のための試料の提供、関係する法医学研究所との共同研究などがある。

締約国に対し、領土内で起きた大規模な象牙の押収 (500 kg 以上の押収) から試料を収集し、執行と起訴の支援に関係する法医学その他の研究機関に提供するように促す。

事務局に対し、取引されるゾウ標本の追跡可能性を向上させる活動を、利用可能な財源に応じて支援するように命じる。その方法としては、関係する法医学施設および研究機関を締約国に通知し、それらを評価すること、関連する開発および研究活動を検討し、それに従い締約国と常設委員会に助言すること、既存の DNA データベースを含む法医学試料およびデータの共有を奨励すること、MIKE、ETIS、国内・国際執行活動との連携を促進することがある。

### ゾウの違法捕殺およびゾウ標本の取引の監視に関して

次のとおりに合意する。

- a) この決議により設置され、常設委員会により監督されるゾウ密猟監視システム (MIKE) およびゾウ取引情報システム (ETIS) を、次の目的に従い今後も継続し、拡張する。
  - i) ゾウの違法捕殺およびゾウ生息国、象牙消費国、象牙通過国における象牙その他のゾウ標本の取引のレベル並びに傾向、およびレベル並びに傾向の変化を計測し、記録する。
  - ii) 観察された傾向が、CITES の監督下にあるゾウおよびゾウ標本の取引に関する措置、CITES 附属書へのゾウ個体群の掲載変更、象牙の合法的国際取引の実施と関係するか否か、どの程度まで関係するかを評価する。
  - iii) 適切な管理、保護、執行のための必要性に関する決定を下すための裏付けとなる情報基盤を確立する。
  - iv) ゾウの管理および執行強化のために MIKE と ETIS を導入し、利用するために、ゾウ生息国および適用可能であればゾウ標本の取引に関与する諸国における実施能力を強化する。
- b) これらの監視システムは、象牙およびその他のゾウ標本の違法取引の監視に関する付記 1 およびゾ



ウ生息国における違法捕殺の監視に関する付記 2 に概説された枠組みに従い実施される。

- c) ゾウ個体群、ゾウの違法捕殺、ゾウの部分並びに派生物の取引に関し、国内・地域・国際的執行機関およびネットワーク、専門資源管理および科学組織（世界自然保護連合（IUCN）/SSC アフリカゾウおよびアジアゾウ専門家グループ、UNEP 世界動植物保全監視センターなど）から得られる情報も考慮に入れる。
- d) これらの情報源からデータおよび情報は、常設委員会により設置される独立技術顧問グループを通じ、MIKE および ETIS に対して提供される技術的な監督の元、集約し、統合する。
- e) ゾウ生息国は、ゾウの違法捕殺に関するデータ収集を通常の生物多様性監視と統合することにより、また、全締約国は、象牙の違法取引に関するデータ収集を通常の法執行業務に統合することにより、監視システムの持続可能性の確保を補助する。
- f) MIKE および ETIS のデータおよびその分析も、ゾウ標本の取引に係る CITES 意思決定プロセスに統合すべきである。

#### 生息国におけるゾウの保全および管理の改善に関して

全締約国に対し、地域社会を基盤とする対策、改善

された法執行、調査、生息地保護、野生個体群の監視、アフリカゾウ行動計画およびアジアゾウ生息国により合意された関連措置を考慮に入れるなどの方法を通じ、ゾウ個体群を管理し、保全する能力を改善するために、ゾウ生息国を援助するよう促す。

すべてのアフリカゾウ生息国に対し、アフリカゾウ行動計画の継続的实施を通じ、アフリカゾウを保全するという共通の約束を強化するよう促し、また、締約国および他のドナーに対し、アフリカゾウ行動計画を実施するためのアフリカゾウ基金に対して顕著な／有意義な貢献を行うよう促す。

アフリカゾウおよびアジアゾウ生息国に対し、ゾウとその生育地を保全および管理するための活動の調整を図り、対話、情報並びにベストプラクティスの交換、共同保全活動、関連する法執行機関並びにネットワークとの協力による多国間執行業務を通じ、ゾウの違法捕殺および象牙の違法取引と取り組むよう促す。

#### この決議の施行に必要な財源に関して

すべての政府、政府間・非政府組織、その他の適切なドナーに対し、この決議の勧告の効果的な施行を確保するために事務局、ゾウ生息国、締約国において必要とされる財源確保のために、資金を提供するよう要求する。

決議 Conf. 9.16（フォートローダーデール、1994 年）  
— 「アフリカゾウの象牙の取引」を廃棄する。

## 付記 1 象牙およびその他のゾウの標本の違法取引の監視

### 1. 前書き

象牙およびその他のゾウの標本の違法取引のレベルを世界的に監視し、記録するため、押収および没収に関する法執行データを収集し、編纂するシステムが必要とされている。第 10 回締約国会議では 1992 年にトラフィックがこの目的で確立した不正象牙データベース・システム（BIDS）を認識している。

さらなる進展／進歩と改良を通じ、BIDS はゾウ取引情報システム（ETIS）に発展し、1998 年以来、象牙および他のゾウ標本の違法取引に関する傾向と規模を監視するために使われている。

### 2. 適用範囲

ETIS は包括的かつ世界的な情報システムであり、その中心的な機能は 1989 年以降に起きた象牙および他のゾウ標本の押収または没収に関する法執行記録の詳

細を保存したデータベースである。また、法執行活動およびその効率、報告率、合法並びに違法なゾウ製品市場、統治に関わる問題、背景となる経済データ、その他の要因に関する一連の補足的情報も ETIS により維持される。

### 3. 方法

象牙および他のゾウ標本の違法取引に関するデータおよび情報はトラフィックが CITES 事務局と協力して収集する。これに関し、中でも既知の範囲を含む以下のデータ収集のために、標準化した方法が開発された

- 情報源
- 押収日付
- 押収について責任を持つ機関
- 取引のタイプ
- 押収国
- 原産国

- 輸出国
- 目的国／輸入国
- 象牙のタイプおよび量
- 輸送方法
- 犯罪の口口
- 容疑者の国籍

標準化されたデータの収集は、ETIS ウェブサイトへの直接のオンライン・データ提出、個別の押収事例に関する ETIS データ収集用紙、複数の押収事例を一括して報告するための ETIS データ収集スプレッドシートを利用する方法など、数種類の仕組みや書式を通じて行われる。他の書式を用いたゾウ製品の押収または没収の報告も可能である。

#### 4. データの収集および編纂

MIKE 並びに ETIS の技術顧問グループ (TAG) は、ETIS の発展および導入を支援する。ETIS はトラフィックが TAG と協議し、CITES 事務局と共同で管理および調整を行う。

全締約国は CITES 管理当局を通じ、適切な法執行機関と連携し、象牙またはその他のゾウ標本の押収および没収に関する情報を、その発生から 90 日以内に、前もって定められた書式で事務局または直接トラフィックに提供する。さらに、非締約国の法執行当局に対しても、同様の情報を提供するように要求する。

トラフィックは関連する締約国のデータ収集を補助してデータの質および一貫性を確保し、必要に応じて、

世界中の担当官にデータ収集、データの利用、情報管理のための手段と研修を提供する。

#### 5. データの分析および解釈

データの分析および解釈はトラフィックが CITES 事務局および MIKE (付記 2 を参照) と共同で、関係締約国および TAG と協議して調整する。

#### 6. 報告

トラフィックは CITES 事務局と共同で、各締約国会議の前に完全な説明および解釈のための注記を付した包括的な分析報告書を作成し、締約国会議、常設委員会、TAG、締約国のいずれかによる要求に応じ、その他の報告書、更新情報、情報を提供する。

CITES 事務局は常設委員会の関連する会合および各締約国会議で、ETIS を通じて収集された情報および ETIS の分析結果について報告する。

#### 7. 会合間の矯正策

会合の間の期間に緊急措置が必要になった場合、トラフィックは適宜、事務局を通じて常設委員会に報告する。

#### 8. 資金源

ETIS の完全な運用を確保するため、資金提供の機構を確立する。

## 付記 2 ゾウの生息国における違法捕殺の監視

### 1. 前書き

多くのゾウ生息国の懸念に対処するために、ゾウの違法捕殺のレベルに関する傾向を監視し、その傾向および関連する要因を明らかにするためのシステムが確立された。このゾウ密猟監視システム (MIKE) により、ゾウの違法捕殺事件に関して国内および国際的な報告を行うための簡単な標準化した規約に基づき、違法捕殺のレベル並びに傾向、および傾向に関連する要因を確認すること、およびレベル、傾向、要因の変化を感知することができる。

この測定は 2 つの要素から成る。最初の要素は、ゾウの違法捕殺の傾向と規模、象牙の違法取引の傾向と規模、事件の摘発や防止のための活動と財源、違法に取り引きされた象牙の金銭的価値など、その問題に関連するパラメータの監視である。

第 2 の要素は、上記のとおり特定された関連パラメータとゾウに関する締約国会議の決定との間の相関関係の確認である。社会経済的データ、内戦、違法な武器と弾薬の供給、生息地の消失、干ばつなど、実施地点、国、世界レベルでの他の要因も調査する。

MIKE このシステムの目標は、ゾウの生息国並びに他の CITES 締約国が管理並びに施行に関する適切な決定を下すために必要な情報を提供すること、ゾウ個体群の監視および密猟レベルの変化の把握に関する生息国の能力を改善することにより、ゾウ個体群を長期的に管理するための生息国内の制度的能力を構築すること、そしてこの情報を使い、より効果的な法執行を提供し、執行を支えるために必要な規制措置を強化することである。プログラムのための財政支援が終了した後も継続できるような形でシステムを整備すべきであ

る。

## 2. 適用範囲と方法

MIKE は指定当局による報告のため、および特定の実施地点または地域での監視のための標準化した方法に基づく。

MIKE は事務局および実施パートナーとの調整および協働により、アフリカゾウおよびアジアゾウの生息国で実施される。MIKE に参加するゾウ生息国は、全国および実施地点の中で重点箇所を指定し、MIKE プログラムまたは関係する管理当局を通じ、それらの名称と連絡先および変更があった場合は重点箇所に関する変更内容を事務局に通報する。MIKE に参加する各ゾウ生息国は、その小地域で MIKE の実施を監督する小地域運営委員会のメンバーを指名し、事務局を通じて常設委員会と連携する。

CITES 事務局と実施パートナーはゾウ生息国および MIKE 並びに ETIS 技術顧問グループ (TAG) と協議し、関連するデータベースと標準報告規約を設けた。

## 3. 役割と責任

ゾウ生息国は MIKE が提供する標準書式に従い、通常の生物多様性監視活動の一環として、フィールドデータを収集し、定期的に提出する一義的な責任を負う。データ収集には次の項目を盛り込む。

- ゾウの個体数データ／傾向
- 違法捕殺件数およびパターン
- 違法捕殺および取引の検出および防止のための活動量および資金額 密猟と象牙の違法取引に関するデータおよび情報は、MIKE 並びに ETIS (付記 1 を参照) の実施により、生息国との活発な連絡を通じて収集する。

CITES 事務局は世界的なデータの編纂、分析、報告の責任を負うが、次のような活動を調整するために、TAG の助言を受け、適切な専門家または組織に技術的支援を要請または委託することができる。

- a) 生息国との活発なコミュニケーションなどの方法により、上記のデータおよび情報を取得し、編纂すること
- b) 監視の実施地点を選択し、必要に応じ、実施地点の数を最大限に拡大すること
- c) データの収集と分析の標準化した方法を開発し、改良すること
- d) 選択された実施地点が存在する国の担当官およびゾウ生息国の CITES 管理当局への研修の提供を援助すること

- e) 適切なデータベースを構築し、分析に関連するデータを含む既存のデータベースと統合すること
- f) 特定されたすべての情報源からの全データおよび情報を関連づけ、処理すること

MIKE の実施に関し、CITES 事務局または実施パートナーは関係する生息国との間で特定の取り決めを交わすことができる。

## 4. データのアクセスと開示

MIKE に提出されたデータの概要並びに集約およびデータの分析結果は、CITES ウェブサイトで公開した時点で公知とみなされる。MIKE に提出された個別のゾウ死亡数に関する詳細なデータまたは法執行データは、それらを提出した生息国が所有する。TAG および各生息国は検討を目的としてデータにアクセスできるが、当該生息国の同意がない限り、データは第三者に対して開示されない。契約業者 (統計専門家など) に対しては、適切な秘密保持契約に従いデータを開示することがある。

ゾウ個体群に関するデータは IUCN/SSC アフリカゾウおよびアジアゾウ専門家グループが作成するデータベースで維持され、MIKE はそれに直接アクセスできる。第三者によるアクセスおよび第三者への開示は、データへのアクセスおよび開示に関する IUCN の方針に従い行う。

## 5. 報告

CITES 事務局は締約国会議の各会合で、MIKE を通じて収集した情報および MIKE の分析結果に関して報告し、締約国会議、常設委員会、TAG、締約国のいずれかによる要求に応じ、その他の報告書、更新情報、情報を提供する。

## 6. 資金提供および運用支援

MIKE の配備および実施にはかなりの資金調達を必要とする。データ収集機能の大部分は、ゾウ生息国が行う通常の全国規模の生物多様性監視および法執行活動に吸収されるものと予想されるが、国、地域、世界の調整の継続性および持続可能性、研修および実施能力強化の提供、世界的なデータの編纂、分析、報告を確保するには、長期的な支援が必要である。これに関し、CITES 事務局は現場での活動およびゾウ個体数データの提供並びに編纂の支援における IUCN との既存の協力など、既存のパートナーシップを維持し、適宜、新規のパートナーシップを構築する。 ■